

熊本県公報

第 1 1 4 4 1 号
平成 18 年 8 月 9 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 漁獲共済に係る加入区（区域及び区分）の一部改正……………(団体支援総室) 1
- "……………(") 5
- 熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画……………(畜産課) 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 16
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 16
- "……………(") 17
- "……………(") 17
- 道路の区域変更……………(") 17
- 精神保健福祉法に基づく応急入院指定病院の指定……………(障害者支援総室) 18
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師指定……………(") 19
- 障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する指定医療機関（更生医療）指定……………(") 20
- 公有水面埋立縦覧（天草市御所浦町）……………(河川課) 20

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 21
 - 特定非営利活動法人の定款変更認証申請(") 22
 - "……………(") 22
 - 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 22
 - 建設業法第 29 条第 1 項に基づく監督処分……………(監理課) 23
 - 公共測量の実施……………(") 23
 - 団体営土地改良事業施行の適否決定……………(農村計画・技術管理課) 23
 - CAD/CAM システムの購入に係る一般競争入札後の落札者決定……………(管理調達課) 24
- ### 登 載 依 頼
- 運転免許取得者教育の認定を受けた講習機関の代表者の変更告示……………(運転免許課) 24
 - 熊本県警察人事管理システム用機器等の借入に係る一般競争入札参加資格等……………(警察本部情報管理課) 24
 - 熊本県警察人事管理システム用機器等の借入に係る一般競争入札の実施……………(") 25

告 示

熊本県告示第 814 号

平成 15 年 7 月 4 日熊本県告示第 738 号（漁業災害補償法に基づく加入区（区域及び区分）の設定について）の加入区（区域及び区分）の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が告示の日以降である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が告示の日の前日以前である共済契約については、なお従前の例による。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

加入区の名称	区 域	区 分
網田加入区	網田漁業協同組合の地区	法第 104 条第 2 号に掲げる漁業
三角町加入区	三角町漁業協同組合の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
松合加入区	松合漁業協同組合の地区	法第 104 条第 2 号に掲げる漁業
田浦加入区	田浦漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業
		10トン未満の漁船により主として太刀魚釣りを営む漁業
		上の 2 欄に掲げる漁業以外の漁業

芦北加入区	芦北漁業協同組合の地区	打瀬網漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	芦北漁業協同組合の地区のうち芦北町女島の地区	10トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業
		10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業
津奈木加入区	津奈木漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業
		10トン未満の漁船により主として太刀魚を捕ることを目的とする漁業
		上の2欄に掲げる漁業以外の漁業
有明町加入区	有明町漁業協同組合の地区のうち有明町大浦の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	有明町漁業協同組合の地区のうち有明町上津浦の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
有明町漁業協同組合の地区のうち有明町大浦及び有明町上津浦を除く地区	法第104条第2号に掲げる漁業	
樋島加入区	樋島漁業協同組合の地区	総トン数20トン以上100トン未満の漁船によりまぐろを捕ることを目的とする漁業
		薩南海域及び沖縄海域において1トン以上20トン未満の漁船により、つり、延縄を使用して魚類を捕ることを目的とする漁業
		10トン未満の漁船により主としていわし機船曳網漁業を営む漁業
		上の3欄に掲げる漁業以外の漁業
天草加入区	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市大矢野町上を除く上天草市大矢野町の地区	小型定置漁業
		10トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業
		10トン未満の漁船により主としてたこを捕ることを目的とする漁業
		10トン未満の漁船により主としてきよりまき網漁業を営む漁業
		上の4欄に掲げる漁業以外の漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市大矢野町上の地区	10トン未満の漁船により主としてくちぞこ刺網漁業を営む漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市姫戸町の地区	ぼら飼付漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市松島町合津の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市松島町阿村の地区	小型定置漁業
		10トン未満の漁船により営む漁業
		上の2欄に掲げる漁業以外の漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草郡有明町楠甫の地区	小型定置漁業
		上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡御所浦町の地区	法第104条第2号に掲げる漁業	
天草漁業協同組合の地区のうち本渡市佐伊津町及び本渡市旭町を除く本渡市の地区	小型定置漁業	
	上の欄に掲げる漁業以外の漁業	

天草漁業協同組合の地区のうち天草郡五和町通詞の地区	10トン未満の漁船により主としてたい延縄漁業を営む漁業
	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
	上の 2 欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち本渡市佐伊津町及び本渡市旭町の地区	小型定置漁業
	上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡河浦町崎津の地区	手繰網漁業
	上の欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡河浦町宮野河内の地区	小型定置漁業
	10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業
	10トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業
上の 3 欄に掲げる漁業以外の漁業	
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡苓北町の地区	小型定置漁業
	上の欄に掲げる漁業及びえびこぎ網漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡苓北町坂瀬川の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡苓北町坂瀬川を除く天草郡苓北町の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡天草町下田及び天草郡天草町高浜並びに天草郡天草町大江を除く天草郡天草町の地区	手繰網漁業
	大型定置漁業
	小型定置漁業
	上の 3 欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡天草町下田の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡天草町高浜の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち天草郡天草町大江の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
天草漁業協同組合の地区のうち牛深市牛深町天附を除く牛深市牛深町の地区	しいらまき網漁業
	10トン未満の漁船により主としていわし棒受網漁業を営む漁業
	10トン以上の漁船でいわし棒受網漁業を営む漁業
	上の 3 欄に掲げる漁業以外の漁業
天草漁業協同組合の地区のうち牛深市牛深町天附の地区	10トン未満の漁船により主としてきびなご刺網漁業を営む漁業
	小型定置漁業
天草漁業協同組合の地区のうち牛深市久玉町の地区	小型定置漁業

を

加入区の名称	区 域	区 分
三角町加入区	三角町漁業協同組合の地区	小型定置漁業
田浦加入区	田浦漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として太刀魚釣りを営む漁業
芦北加入区	芦北漁業協同組合の地区のうち芦北町女島の地区	10トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業
		10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業
天草加入区	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市松島町合津の地区	小型定置漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市松島町阿村の地区	小型定置漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草市河浦町崎津の地区	手繰網漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草市河浦町宮野河内の地区	小型定置漁業
		10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草郡苓北町の地区	小型定置漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草郡苓北町坂瀬川の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草郡苓北町坂瀬川を除く天草郡苓北町の地区	10トン未満の漁船により主としてえびこぎ網漁業を営む漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区	手繰網漁業
		大型定置漁業
		小型定置漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町下田の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町高浜の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町大江の地区	10トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業
	天草漁業協同組合の地区のうち天草市牛深町天附を除く天草市牛深町の地区	しいらまき網漁業
10トン未満の漁船により主としていわし棒受網漁業を営む漁業		
10トン以上の漁船でいわし棒受網漁業を営む漁業		
上の3欄に掲げる漁業以外の漁業		
天草漁業協同組合の地区のうち天草市牛深町天附の地区	10トン未満の漁船により主としてきびなご刺網漁業を営む漁業	
	小型定置漁業	
天草漁業協同組合の地区のうち天草市久玉町の地区	小型定置漁業	

に改める。

熊本県告示第 815 号

平成 16 年 1 月 9 日熊本県告示第 13 号（漁業災害補償法に基づく加入区（区域及び区分）の設定について）の加入区（区域及び区分）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

加入区	区 域	区 分
あまくさ加入区	あまくさ漁業協同組合の地区のうち新和町の地区	10 トン未満の漁船により主としてタコを捕ることを目的とする漁業

を

加入区	区 域	区 分
天草加入区	天草漁業協同組合の地区のうち天草市新和町の地区	10 トン未満の漁船により主としてタコを捕ることを目的とする漁業

に改める。

熊本県告示第 816 号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公表する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

本県の酪農及び肉用牛生産は、豊富な草資源などの恵まれた立地条件を活かし、経営規模の拡大を図りながら、我が国畜産数として発展してきた。近年、牛肉をはじめとする食肉輸入量の増加や景気の停滞等の影響による畜産物価格の低迷や畜産農家の減少が進む中、酪農及び肉用牛生産は、今後とも、中山間地域を含めた土地利用型農業の推進を図るうえで重要な役割を果たすことが期待されている。

また、家畜排せつ物の農地還元を基本とした資源循環による安定的な規模拡大を図るため、自給飼料増産による土地利用型農業の推進が求められている。

このような情勢に対応して、国において「食料・農業・農村基本法」に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」が示され、平成 27 年度を目標とする酪農・肉用牛経営の方向が示されたところである。

本県においては、国の基本方針に即して、生産性が高くゆとりある畜産経営を目指すことを基本に、高い経営管理能力を備えた経営体の育成を図ることとしている。

このため、国際化が進展する中、より競争力の高い生産構造を確立するためには、担い手（効率的かつ安定的な経営及びこれを目指して経営改善に取り組む経営）の育成確保が必要であるため、県内各地域の実情を考慮しつつ、地域のリーダーとなる認定農業者及び営農集団等を育成していくこととする。

生産においては、経営規模の拡大を図りながら、品質向上と生産コストの低減により生産性の高い経営体への誘導を進めるとともに、省力型飼養管理施設の導入や作業の共同化の推進、外部化を請け負う受託組織の育成、ヘルパー利用等によるゆとりある畜産経営を推進する。

循環型社会の構築に向けては、家畜排せつ物の適正な管理と利用を図るため、畜産農家と耕種農家との有機的連携のもと、土づくりを推進するとともに、循環型の土地利用型畜産による自給飼料生産を推進する。

酪農経営については、需要に即した生乳の計画生産のもとで、生産の相当部分を担い手に集中しながら、生産効率の向上による経営の体質強化を図る。

このため、牛群検定による牛群の改良を推進し、1 頭当たり乳量の向上に努めるとともに、飼料基盤の整備、確保による自給飼料の増産や労働時間の削減等により、生産コストを低減する。

肉用牛経営については、飼養規模の拡大による安定的な経営体を育成しながら、家畜の改良や飼養管理の改善による品質向上を図る。また、繁殖経営 1 戸当たりの増頭に加え、繁殖経営への新規参入者の育成による生産基盤の充実強化を図り、中山間地域の豊富な草資源を有効利用する放牧や自給飼料生産基盤の維持拡大、さらには未利用資源の活用等により、生産コストを低減する。

飼料作物については、生産基盤を強化するとともに、水田等を活用した飼料イネ栽培、稲わら等地域資源の活用や放牧の推進を図る。また、飼料生産受託組織の育成や耕種部門との連携により自給飼料の広域流通を図り、生産・利用の効率化と労働負担の軽減を図る。

生乳の流通については、九州管内をブロックとした広域流通の進展を踏まえ、集送乳の効率化、合理化を推進するとともに、肉用牛及び牛肉の流通についても、合理化や機

能の高度化をはかり、供給コストの低減と消費の拡大に努めるものとする。
 第2 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在(平成15年度)					目標(平成27年度)					備考
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	
熊本県	県内一円(小国郷地域以外)	49,700	37,600	34,200	7,600	262,100	50,700	38,400	35,700	8,500	303,500	ホルスタイン種主体
小国郷地域	小国町 南小国町	1,300	1,000	900	4,900	4,400	1,300	1,000	900	5,800	5,200	ジャージー種
合計		51,000	38,600	35,100	-	266,500	52,000	39,400	36,600	-	308,700	

(注)1 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とした。
 2 現在欄は、原則として平成15年度の数字。
 3 成牛は、24か月以上のものをいう。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在(平成15年度)								目標(平成27年度)							
		肉専用種				乳用種等				肉専用種				乳用種等			
		肉用牛総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	肉用牛総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
熊本県	県内一円	149,500	28,200	41,800	20,600	90,600	17,800	41,100	58,900	159,900	32,700	43,300	22,900	98,900	18,300	42,700	61,000
合計		149,500	28,200	41,800	20,600	90,600	17,800	41,100	58,900	159,900	32,700	43,300	22,900	98,900	18,300	42,700	61,000

(注)1 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供するすべての雌牛であり、子牛及び育成牛を含む。
 2 肉専用種のうち、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。(以下諸表において同じ。)
 3 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛及び育成牛を含む。(以下、諸表において同じ。)

第3 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

方式名	経営形態	経営概要										生産性指標										備考			
		飼養形態					飼料生産					牛					人								
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	10a当たり生産量	経営内給率	粗飼料給与率	TDN	たい肥利用方法	1頭当たりふん尿処理コスト	生乳1kg当たり費用合計(現状平均規模との比較)	1頭当たり飼養労働時間	主たる従事者		総労働時間	粗収入	経営費
現在	法人	100	ブリーディングシステム	HA利用	TMR	公共育成牧場利用(10)	トウモロコシ二期作・グランドシニモ作体系	コントラクター	トウモロコシ31ha又はグランドシニモ46ha	ふん尿混合堆肥化	7,800	4	トウモロコシ4,600kg又はグランドシニモ5,520kg	51	55	トウモロコシ44.4円又はグランドシニモ82.6円	自家利用80%販売10%交換10%	39,000	85	71	2,000×2人	7,060	7,870	6,360	760
目標	法人	140	ブリーディングシステム	HA利用	TMR	公共育成牧場利用(25)	トウモロコシ二期作・グランドシニモ作体系	コントラクター	トウモロコシ39ha又はグランドシニモ59ha	ふん尿混合堆肥化	8,700	4	トウモロコシ5,000kg又はグランドシニモ6,000kg	53	55	トウモロコシ31.2円又はグランドシニモ44.8円	自家利用80%販売20%	39,000	64(75)	54	2,000×2人	7,540	10,000	7,560	1,220
現在	家族	50	ブリーディングシステム	HA利用	分離給与	公共育成牧場利用(0)	トウモロコシ二期作・グランドシニモ作体系	コントラクター	トウモロコシ15ha又はグランドシニモ23ha	ふん尿混合液肥化	7,800	4	トウモロコシ4,600kg又はグランドシニモ5,520kg	51	55	トウモロコシ44.4円又はグランドシニモ82.6円	自家利用100%	8,600	91	128	2,000	6,400	3,860	3,330	530
目標	家族	100	ブリーディングシステム	HA利用	TMR	公共育成牧場利用(10)	トウモロコシ二期作・グランドシニモ作体系	コントラクター	トウモロコシ28ha又はグランドシニモ42ha	ふん尿混合堆肥化	8,500	4	トウモロコシ5,000kg又はグランドシニモ6,000kg	53	55	トウモロコシ31.2円又はグランドシニモ44.8円	自家利用70%交換30%	39,000	66(73)	84	2,000×2人	7,220	6,990	5,520	740
現在	家族	30	ブリーディングシステム	HA利用	分離給与	0	トウモロコシ二期作・グランドシニモ作体系	コントラクター	トウモロコシ9ha又はグランドシニモ14ha	ふん尿混合液肥化	7,400	4	トウモロコシ4,600kg又はグランドシニモ5,520kg	51	55	トウモロコシ44.4円又はグランドシニモ82.6円	自家利用100%	8,600	95	148	2,000	4,450	2,250	1,920	320
目標	家族	50	ブリーディングシステム	HA利用	分離給与	0	トウモロコシ二期作・グランドシニモ作体系	コントラクター	トウモロコシ14ha又はグランドシニモ21ha	ふん尿混合液肥化	8,300	4	トウモロコシ5,000kg又はグランドシニモ6,000kg	53	55	トウモロコシ31.2円又はグランドシニモ44.8円	自家利用100%	8,600	73(77)	108	2,000	4,680	3,400	2,680	700

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名	経営概要										生産性指標														備考							
	飼養形態				飼料生産						牛							土・草								人						
	飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	核肉規格	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	経営内粗飼料自給率	TDN1kg当たり費用	たい肥利用方法	1頭当たりふん尿処理コスト	生産コスト(現年平均規模と比較)	1頭当たり飼養労働時間	1頭当たり主たる従事者数	総労働時間		粗収入	経営費	主たる従事者1人当たり所得				
現在	家族複合	50	牛豚群飼・運動スクラクション	分離給与	(ha)	5	グラスニ毛作体系	飼料イネ生産組織	18	ふん尿混合堆肥化	7月	7月	7月	kg以上	kg以上	kg以上	kg以上	%以上	%以上	円以下	円以下	円以下(%)	hr以下	hr	hr	hr	万円以上	万円以内	万円以上			
目標	家族専業	100	牛豚群飼・運動スクラクション	分離給与		10	グラスニ毛作体系	コントラクター飼料イネ生産組織	42	ふん尿混合堆肥化	12.2	24.0	8.0	265	6,000k	83	88	44.6	自家利用60% 販売10% 交換30%	39,000	257,000 (78)	40	2,000	3,970	3,060	2,070	980					
現在	家族複合	20	牛豚群飼・運動スクラクション	分離給与		2	グラスニ毛作体系	飼料イネ生産組織	7	ふん尿混合堆肥化	13.0	24.9	9.3	280	5,520k	63	80	51.2	自家利用100%	18,000	421,000	97	1,830	1,850	600	380	220					
目標	家族専業	50	牛豚群飼・運動スクラクション	分離給与		5	グラスニ毛作体系	コントラクター飼料イネ生産組織	21	ふん尿混合堆肥化	12.5	24.0	8.0	265	6,000k	83	88	44.6	自家利用100%	38,000	283,000 (67)	42	2,000	2,100	1,460	810	540					
現在	家族複合	10	牛豚群飼	分離給与		2	グラスニ毛作体系	飼料イネ生産組織	3	ふん尿混合堆肥化	13.0	24.9	9.3	280	5,520k	63	80	51.2	自家利用100%	18,000	479,000	122	1,210	1,220	340	190	150					
目標	家族複合	20	牛豚群飼・運動スクラクション	分離給与		1	グラスニ毛作体系	コントラクター飼料イネ生産組織	8	ふん尿混合堆肥化	12.5	24.0	8.0	265	6,000k	83	88	44.6	自家利用100%	18,000	302,000 (63)	101	2,000	2,010	560	330	250					

(2) - ①肉専用種肥育経営

方式名	経営概要										生産性指標														備考							
	飼養形態				飼料生産						牛							土・草								人						
	飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	核肉規格	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	経営内粗飼料自給率	TDN1kg当たり費用	たい肥利用方法	1頭当たりふん尿処理コスト	生産コスト(現年平均規模と比較)	1頭当たり飼養労働時間	1頭当たり主たる従事者数	総労働時間		粗収入	経営費	主たる従事者1人当たり所得				
現在	家族専業	100	牛豚群飼	分離給与	(ha)	0	わら収集グラスニ毛作体系	飼料イネ生産組織	2ha	ふん尿混合堆肥化	9.3	29	19.7	715	0.73	3.5	わら等500kg グラス5,520k	5	15	わら80円 グラス51円	自家利用50% 交換50%	39,000	336,000	55	2,000	3,020	4,320	3,770	550	黒毛和種		
目標	家族専業	300	牛豚群飼	分離給与		0	わら収集グラスニ毛作体系	コントラクター飼料イネ生産組織	23ha 11ha	ふん尿混合堆肥化	8.0	27	18.0	730	0.81	4	わら等500kg グラス6,000k	15	15	わら64円 グラス45円	自家利用60% 交換40%	39,000	270,000 (80)	28	2,000	5,560	14,180	12,920	1,260	黒毛和種		
現在	家族複合	50	牛豚群飼	分離給与		0	わら収集グラスニ毛作体系	わら等2ha グラス1ha	1ha	ふん尿混合堆肥化	8.4	25	15.6	755	0.85	2.5	わら等500kg グラス5,520k	5	15	わら80円 グラス51円	自家利用50% 交換50%	39,000	273,000	40	1,130	1,270	2,060	1,850	210	褐毛和種		
目標	家族専業	100	牛豚群飼	分離給与		0	わら収集グラスニ毛作体系	コントラクター飼料イネ生産組織	2ha 4ha	ふん尿混合堆肥化	8.0	23	15.0	750	1.05	3	わら等500kg グラス6,000k	15	15	わら64円 グラス45円	自家利用60% 交換40%	39,000	242,000 (89)	36	2,000	2,390	4,870	4,260	610	褐毛和種		

(注) 生産コストは、肥育牛1頭当たりもと畜費を除く費用合計。

(2) - ②肉専用種繁殖・肥育一貫経営

方式名	経営概要										生産性指標														備考							
	飼養形態				飼料生産						牛							土・草								人						
	飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	核肉規格	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	経営内粗飼料自給率	TDN1kg当たり費用	たい肥利用方法	1頭当たりふん尿処理コスト	生産コスト(現年平均規模と比較)	1頭当たり飼養労働時間	1頭当たり主たる従事者数	総労働時間		粗収入	経営費	主たる従事者1人当たり所得				
現在	家族専業	100	肥育牛飼	群飼舎飼	分離給与	(ha)	0	わら収集グラスニ毛作体系	飼料イネ生産組織	2ha 1ha	ふん尿混合堆肥化	9.4	25	15.6	755	0.85	2.5	わら等500kg グラス5,520k	23.4	28.7	55	自家利用50% 交換50%	39,000	262,000	肥育40	2,000	2,540	4,130	3,700	430	褐毛和種	
目標	家族専業	50	肥育牛飼	群飼舎飼	分離給与		5	わら収集グラスニ毛作体系	コントラクター飼料イネ生産組織	2ha 25ha	ふん尿混合堆肥化	8.0	23	15.0	750	1.05	3	わら等500kg グラス5,520k	36.1	28.7	42	自家利用60% 交換40%	39,000	215,000 (82)	繁殖41 肥育30	2,000	3,920	5,280	4,640	640	褐毛和種	

(注) 生産コストは、肥育牛1頭当たりもと畜費を除く費用合計。

(3) - ① 交雑種肥育経営

方式名	経営概要										生産性指標										備考						
	経営形態	飼養形態			飼料生産			牛			土・草			生産コスト			労働			経営							
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	育成期間	肥育期間	出荷月齢	出荷時体重	1日当たり増体重	10e当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	TDN 1kg 当たり費用	たい肥利用方法			1頭当たりふん尿処理コスト	肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	1頭当たり飼養労働時間	主たる従事者	総労働時間	粗収入
交雑種肥育	現在	家族専業	200	牛房群飼	分給給与	0	わら収集	わら等 6ha 及びグラス 4ha	ふん尿混合堆肥化	7.0	26	190	750	0.87	25	6	12	わら 80円/グラス 51円	自家利用50% 交換 50%	39,000	318,000	25	2,000	2,880	5,670	5,140	530
	目標	家族専業	300	牛房群飼	分給給与	0	わら収集	コントラクター飼料イネ生産組織 20ha 及びグラス 8ha	ふん尿混合堆肥化	6.5	25	185	770	0.91	3	12	12	わら 84円/グラス 45円	自家利用60% 交換 50%	39,000	289,000 (85)	18	2,000	3,390	9,740	8,800	940

(注) 生産コストは、肥育牛1頭当たりもと畜費を除く費用合計。

(3) - ② 乳用種育成・肥育一貫経営

方式名	経営概要										生産性指標										備考						
	経営形態	飼養形態			飼料生産			牛			土・草			生産コスト			労働			経営							
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	育成期間	肥育期間	出荷月齢	出荷時体重	1日当たり増体重(肥育)	10e当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	TDN 1kg 当たり費用	たい肥利用方法			1頭当たりふん尿処理コスト	肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	1頭当たり飼養労働時間	主たる従事者	総労働時間	粗収入
乳用種肥育	現在	家族専業	200	牛房群飼	分給給与	0	わら収集	わら等 10ha	ふん尿混合堆肥化	-	14	20	740	1.13	5	10	わら 80円/グラス 51円	販売 50% 交換 50%	39,000	252,000	肥育15	1,940	2,310	4,690	4,550	140	状況に応じて低・米利用飼料資源活用
	目標	家族専業	400	牛房群飼は乳用種	分給給与	0	わら収集	コントラクター飼料イネ生産組織 28ha 及びグラス 10ha	ふん尿混合堆肥化	5	13	19	760	1.24	12	12	わら 84円/グラス 45円	販売 60% 交換 40%	39,000	175,000 (68)	育成6 肥育11	2,000	6,140	8,860	8,260	600	状況に応じて低・米利用飼料資源活用

(注) 生産コストは、肥育牛1頭当たりもと畜費を除く費用合計。

第 4 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数	
				③総数	④うち成牛頭数		
県下一円	現在	74,800	975 (12)	1.3	51,000	38,600	52.3
	目標	74,800	723 (0)	1.3	52,000	39,400	71.9
合計	現在	74,800	975 (12)	1.3	51,000	38,600	52.3
	目標	74,800	723 (0)	1.3	52,000	39,400	71.9

(注) 「飼養農家戸数」欄の()は、子畜のみを飼養している農家戸数(内数)

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

- 需要に見合った計画的な生乳生産が必要であること等から、生乳生産の相当部分をゆとりのある生産性の高い経営体に集約しつつ、生産・経営管理技術の高度化、牛群改良、飼料自給率の向上等による生産の合理化、乳量及び乳質の向上並びに労働時間の削減を図る。具体的には、
- ア 飼養管理面においては、フリーバーン・ミルクングパーラーシステム等の導入、さらに発情発見装置やほ乳ロボット、搾乳ロボット、搾乳ユニット自動搬送装置等の新技術の導入等による省力化を図る。
 - イ 自給飼料の生産におけるコントラクター組織や飼料の調製における TMR 飼料の共同調整組織を育成することにより、酪農経営の自給飼料生産の拡大と省力化を図る。
 - ウ 自給飼料生産の合理化を図るため、大型機械化作業体系による作業を可能とする飼料畑の団地化と集積を促進する。
 - エ 経営規模の拡大に伴い、経営管理の合理化や円滑な経営継承を図るための法人化を促進する。

2 肉用牛
(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		①総農家数	②飼養農家戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種繁殖経営	県下一円	現在	74,800	3,840	5.1	42,100	42,100	24,000	-	18,100	-	-	-
		目標	/	2,487	/	47,900	47,900	27,800	-	20,100	-	-	-
乳用種・交雑種育成経営	県下一円	現在	74,800	36	0.05	7,300	-	-	-	-	7,300	2,200	5,100
		目標	/	22	/	6,600	-	-	-	-	6,600	2,000	4,600
肉専用種肥育経営	県下一円	現在	74,800	450 (171)	0.6	48,500	48,500	4,200 (4,200)	41,800 (12,100)	2,500	-	-	-
		目標	/	413 (172)	/	51,000	51,000	4,900 (4,900)	43,300 (13,000)	2,800	-	-	-
乳用種・交雑種肥育経営	県下一円	現在	74,800	271 (19)	0.4	51,600	-	-	-	-	51,600 (3,900)	15,600	36,000
		目標	/	219 (22)	/	54,400	-	-	-	-	54,400 (6,800)	16,300	38,100

(注)()内は、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)を内数で記入

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

- ア 繁殖経営においては、繁殖雌牛の導入による増頭と併せ、キャトルステーションによる共同育成や連動スタンションなどの省力・低コスト畜舎施設の普及・定着を図る。さらに発情発見装置、ほ乳ロボット等の新技術導入により経営規模の拡大を進め、肉用牛が農家経営の柱となるような経営体の育成を促進する。また、「周年放牧」、「広域放牧」、「水田・畑地等放牧」のいわゆる「熊本型放牧」の推進により省力化と生産コストの低減を図る。
- イ 肥育経営においては、繁殖・肥育一貫生産体制の推進を含む規模の拡大や飼養管理の改善により収益性の向上を図るとともに、肥育素牛や枝肉価格変動の影響を緩和する経営安定対策の推進を図る。
- ウ 自給飼料の増産と効率的利用を図るため、飼料作物生産と稲わら収集作業の共同化やコントラクター利用による作業量の負担軽減を図るとともに、中山間地域の豊富な草資源や耕作放棄地及び遊休地の有効利用を推進する。

第5 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込み量

区分	頭数①	1頭当たり年間必要TDN量②	年間必要TDN量③=①×②	粗飼料給与率		粗飼料自給率		自給飼料から供給されるTDN量				飼料自給率⑫=⑪/③	現在の飼料自給率	備考		
				うち良質④	うち低質⑤	うち良質⑥	うち低質⑦	粗飼料			計⑪=⑧+⑨+⑩					
								うち良質⑧=③×④	うち低質⑨=③×⑤	濃厚飼料⑩						
乳牛	成牛	39,400	5,405	212,957,000	46.0%	0.0%	85.0%	100.0%	83,266,187	0	0	83,266,187	39.1%	35.2%	自給率合計は野草地・わらを含む。	
	育成牛	12,600	1,661	20,928,600	76.0%	0.0%	85.0%	100.0%	13,519,876	0	0	13,519,876	64.6%	37.4%		
	計	52,000	4,498	233,885,600	53.3%	0.0%	85.0%	100.0%	96,786,063	0	0	96,786,063	41.4%	35.4%		
肉用牛	繁殖雌牛	32,700	1,701	55,622,700	76.0%	10.0%	100.0%	100.0%	42,273,252	5,562,270	20,000	47,855,522	86.0%	63.4%		
	育成牛	22,900	1,449	33,182,100	86.0%	0.0%	90.0%	100.0%	25,682,945	0	0	25,682,945	77.4%	61.3%		
	計	55,600	1,597	88,804,800	80.1%	5.9%	95.9%	100.0%	67,956,197	5,562,270	20,000	73,538,467	82.8%	62.7%		
	肥育牛	肉専用種	43,300	2,515	108,899,500	8.0%	7.0%	95.0%	100.0%	8,276,362	7,622,965	10,000	15,909,327	14.6%		7.5%
		乳用種	18,300	2,493	45,621,900	6.0%	6.0%	95.0%	100.0%	2,600,448	2,737,314	0	5,337,762	11.7%		5.0%
交雑種		42,700	2,493	106,451,100	6.0%	6.0%	95.0%	100.0%	6,067,713	6,387,066	0	12,454,779	11.7%	6.0%		
計	104,300	2,502	260,972,500	6.8%	6.4%	95.0%	100.0%	16,944,523	16,747,345	10,000	33,701,868	12.9%	6.4%			
合計	211,900	2,754	583,662,900	37.5%	4.7%	92.8%	100.0%	181,686,783	22,309,615	30,000	204,026,398	35.0%	25.4%			

(注)1 頭数①は、年間平均常時飼養頭数
2 育成牛は、繁殖用に供する目的で飼養しているもので繁殖牛以外のもの。

2 飼料給与
(1) 飼料給与

		現在	目標
		TDNkg	TDNkg
自給飼料	牧草類	152,065,874	205,802,734
	稲発酵粗飼料(WCS)	15,525,941	19,440,000
	野草	4,061,970	4,050,000
	稲わら	30,706,020	37,637,000
	その他	15,000	30,000
	合計	186,848,864	247,519,734
購入飼料	濃厚飼料	358,254,464	365,044,097
	食品残さ等	(15,000)	(30,000)
	粗飼料	56,174,436	14,558,225
	輸入品	56,174,436	14,558,225
	合計	414,428,900	379,602,321

(2) 具体的措置

ア 粗飼料については、経営内の生産だけでなく地域内流通や広域流通を推進し、国産粗飼料利用率の更なる向上を目指す。

イ 食品残さ等未利用資源については、畜産農家に対し、未利用資源の利用法や飼料の安全に関する普及啓発を行なうとともに、利用可能な食品残さを排出する業者と農家の橋渡しを行なう。

3 飼料供給計画

(1) 飼料供給計画

区域名	区分	現在(平成15年)											稲わら	飼料供給 地面積 ③=①+② ×0.1	乳牛換算 1頭当り ④	備考		
		飼料作物の作付面積					放牧面積											
		田 稲発酵粗 飼料 (WCS)	普通畑	牧草他	計 ①	林地	野草地	小計 ②	田	畑	その他	計						
熊本県	飼料作物作付 面積(ha)	7,304	1,610	8,859	7,140	23,303									24,857	30.46		
	野草地等面積 (ha)						87	13,540	13,627	85	77	27	13,816	16,675			※TDN換 算量⑤	
	生産量(t)	397,440	90,795	459,314	216,342	1,073,096			20,310						81,666		トケロコ シ19.1	
	生産量のTDN 換算量(t)	54,807	15,526	66,105	31,153	152,066			4,062	4,062					30,706		イリアライ グラス10.7	
	10a当たり生産 量(t)	5.44	5.64	5.19	3.03	4.61			0.15									イ WCS:17.1
	10a当たりTDN 量(t)	0.75	0.96	0.75	0.44	0.65			0.03									

区域名	区分	現在(平成27年)											稲わら	飼料供給 地面積 ③=①+② ×0.1	乳牛換算 1頭当り ④	備考		
		飼料作物の作付面積					放牧面積											
		田 稲発酵粗 飼料 (WCS)	普通畑	牧草他	計 ①	林地	野草地	小計 ②	田	畑	その他	計						
熊本県	飼料作物作付 面積(ha)	8,800	1,800	9,080	7,500	25,380									26,730	30.51		
	野草地等面積 (ha)						100	13,500	13,600	200	150	50	14,000	20,382			※TDN換 算量⑤	
	生産量(t)	505,972	108,000	505,182	375,000	1,386,154			20,250						100,100		トケロコ シ20.0	
	生産量のTDN 換算量(t)	74,091	19,440	75,462	56,250	205,903			4,050	4,050					37,637		イリアライ グラス11.0	
	10a当たり生産 量(t)	5.75	6.00	5.56	5.00	5.46			0.15				0.00					イ WCS:18.0
	10a当たりTDN 量(t)	0.94	1.08	0.83	0.75	0.81			0.03									

(注)1:稲わらの面積の欄は利用面積、生産量の欄は飼料としての利用量
2:④=③÷乳牛換算頭数(乳牛飼養頭数+繁殖雌牛飼養頭数×0.7+繁殖雄牛飼養頭数×0.1)

(2) 具体的措置

ア 放牧の推進を図るための具体的な方法
「周年放牧」、「広域放牧」、「水田・畑地等放牧」の3つの柱による熊本型放牧の推進を図る。また、平坦地域や中山間地域(阿蘇地域以外)の放牧に力を入れる。

イ 国産稲わらの飼料利用の拡大を図るための具体的な方法
わら確保や堆肥投入の重要性を耕種農家末端まで周知徹底を図る。

また、畜産密集地域、水稲地域の存在から、農協間等での堆肥を含めた広域流通を推進する。
 あわせて、稲わら収集組織やコントラクターによる堆肥散布体制整備、耕種農家の稲わらを畜産農家が飼料として利用し、畜産農家の堆肥を耕種農家が有機資源として土づくりの有効利用するいわゆる耕畜連携を推進する。
 水田における稲発酵粗飼料等の飼料作物の作付拡大を図るための具体的な方法飼料イネを重点作物として位置付け、耕種農家の土地・資本・労働を積極的に畜産農家に利用できるような体制整備を行う。
 また、広域流通も視野に入れ、流通コスト低下のためのわら専用稲やイタリアン乾草等の生産、加工、保管等の体制整備も行う。

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位:ha)

区域名	現在の草地面積	区域内草地開発可能地面積	目標年度(平成27年度)までの事業実施予定面積					
			造成			整備		
			補助事業等	その他	計	補助事業等	その他	計
熊本	-	183	5	10	15	0	0	0
宇城	14	678	20	40	60	0	0	0
玉名	-	703	5	10	15	0	0	0
鹿本	20	349	10	20	30	0	0	0
菊池	402	365	10	20	30	0	0	0
阿蘇	15,746	577	5	10	15	50	280	330
上益城	302	532	5	10	15	10	50	60
八代	-	241	0	0	0	0	0	0
芦北	2	341	10	20	30	0	0	0
球磨	4	430	15	30	45	0	0	0
天草	-	1,164	25	50	75	0	0	0
県計	16,490	5,564	110	220	330	60	330	390

(2) 具体的措置

牧野において草地更新・整備等、生産性向上の取組を進めるとともに、阿蘇地域等の未利用野草地や果樹廃園等の耕作放棄地について、草地造成や簡易な整備を行うことにより放牧等の畜産的利用を推進する。
 また、土地の利用集積・団地化を通じて、水田等既耕地におけるブロックローテーションや耕種農家との契約生産、飼料生産組織の育成等により、集団による年間を通じた良質で低コストな飼料生産を推進する。

5 その他

(1) 山林原野、農場副産物等の有効利用

生産条件が不利な中山間地域等においては、放牧可能林地や耕作放棄地等を一体的に、簡易な草地造成を実施しながら、低コストで省力的な放牧経営を推進し、土地資源の有効利用を図る。

また、稲わらについては、県内産稲わらの更なる有効利用を図るため、収集作業については、耕種サイドの生産集団も含めたコントラクターを育成することにより収集面積拡大を図るとともに、畜産地帯への広域流通を拡大する。

(2) 生産性及び利用率の向上を図るための具体的方法

飼料作物の生産性向上のため、生産利用技術の普及定着を図るとともに、県の栽培基準の活用と奨励品種の普及に努め、家畜排せつ物の土地還元による土づくりを推進する。

水田においては耕畜連携による飼料イネや牧草の生産を推進する。

また、阿蘇地域においては、広大な造成草地や野草地を利用した採草や放牧が行なわれているが、飼養農家の戸数減少に伴い、草地の維持管理に支障を来し始めているため、草地の広域利用や野乾草の広域流通を更に推進し、草地の有効活用を図る。

第 6 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

現在、本県の 1 日当たりの生乳集乳量は、約 722 トンで、組合単位で集乳を行っているため、集乳に時間を要することや集乳経費が割高になっている等の問題がある。

また、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要になっている。

そこで、九州生乳販売農業協同組合連合会が主体となって行う広域流通の合理化を推進するとともに、県内酪農団体の統合及び飼養頭数規模拡大による集乳の効率化を推進し、集乳時間の短縮及び集乳経費の節減を図る。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

乳業の合理化、経営体質の強化を図るため、乳業工場における乳製品の製造コストについては、乳業工場の規模拡大、立地適正化、稼働率向上等により、計画的、段階的にその低減を図っていくこととし、原料バター及び脱脂粉乳にあっては、現状の 8 割程度を合理化の目標とする。

このような乳業の合理化の推進については、乳業者の主体的取組を基本として、関係機関・団体の一体的な協力支援のもとに、その実現を目指すものとする。

		工場数(1日当たり生乳処理量2トン以上)	1日当たり生乳処理量①	1日当たり生乳処理能力②	稼働率 ①/②×100	備考
現在平成15年度	目標平成27年度					
熊本県	飲用牛乳を主に製造する工場	5 工場	合計	230,219	424,888	54.1
			1工場平均	46,044	84,978	54.1
	乳製品を主に製造する工場	2 工場	合計	170,500	286,800	59.4
			1工場平均	85,250	143,400	59.4
	飲用牛乳を主に製造する工場	5 工場	合計	276,500	380,990	72.5
			1工場平均	55,300	76,198	72.5
	乳製品を主に製造する工場	2 工場	合計	287,808	336,800	85.4
			1工場平均	143,904	168,400	85.4

(注) 1 「1日当たり生乳処理量」は、生乳処理量を365日で除した数値。
 2 「1日当たり生乳処理量能力」は、6時間稼働した場合に処理できる生乳処理量の合計。

(2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

消費者等からの食品の安全・安心に対する関心の高まりから、社会的信頼性の効用を図り、牛乳・乳製品の製造又は加工事業の健全な発展を構築することが重要である。

このための対策の一つとして、HACCP(危害度分析重要管理点方式)の概念を取り入れ、総合衛生管理製造過程の承認制度導入による管理体制の強化を図る。ただし、中小乳業者においては、施設の更新等の負担により導入が困難である業者も見受けられるため、このような業者にあっては、HACCPに準じた取組を実施するなど、安全性の確保を図る。

(3) 需要の拡大

学校給食用牛乳供給事業をはじめとする消費拡大対策や啓発の事業により、牛乳乳製品の栄養価値が消費者に浸透し、チーズ・発酵乳の消費は順調に増加しているが、牛乳・バターについては、他飲料との競合、利便性、嗜好性などにより消費が減退している。そこで、発酵乳、加工乳及び乳飲料における生乳使用割合を高め、製品の品質向上を図ることによる生乳の消費拡大を図るとともに、乳脂肪については、生クリーム及びバターとして、調理における消費拡大を図る。

また、バターと脱脂粉乳の構造的な需給不均衡を緩和するため、九州生乳販売農業協同組合連合会と九州各県生産者団体との連携のもとに、乳質の高位平準化を図るとともに、広域流通に対応した合理的な乳質検査となるよう乳質検査体制の見直しを行う。

(4) 乳質の改善

生乳成分は、乳脂肪 3.8 パーセント、無脂固形分 8.8 パーセント、乳蛋白 3.2 パーセントと改良目標に沿って向上してきた。しかし、体細胞数については約 30 万/ミリリットルと依然として高く、衛生面及び乳成分組成に関する乳質の向上が課題となっており、近年の食の安全に対する意識の高まりに対応するためにも乳質、特に体細胞数の改善が必要である。

このため乳成分の目標は現状(ただし乳蛋白については 3.3 パーセント以上とする)を維持しつつ、体細胞数は 20 万/ミリリットル未満を目標とし、牛群検定データの活用や搾乳衛生等の徹底により高品質な生乳生産を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催回数(延べ379日)						年間取引頭数(平成15年度)					
			肉専用種		乳用種等		(参考)	肉専用種		乳用種等		(参考)		
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚
熊本県家畜市場	熊本県畜産農業協同組合連合会	H7.4.1	回 24	回 38	回 58 (57)	回 52 (50)	回 34 (29)	回 49	回 9,605	回 1,533	回 24,665 (16,714)	回 12,893 (11,635)	回 1,331 (333)	回 10,253
熊本市家畜市場	熊本市農業協同組合	S33.8.26	1	29	29 (28)	0	14	0	1	139	3,421 (1,315)	0	28	0
小国家畜市場	阿蘇農業協同組合	S31.12.10	7	6	0	6	6	0	521	111	0	159	62	0
南阿蘇家畜市場	南阿蘇畜産農業協同組合	S45.5.28	7	0	12 (12)	11 (11)	4	0	2,791	0	164 (85)	744 (744)	285	0
球磨家畜市場	球磨畜産農業協同組合	S44.10.31	6	0	23 (23)	0	6	0	3,636	0	567 (253)	0	269	0
天草家畜市場	天草畜産農業協同組合	S46.3.30	6	0	0	0	0	0	2,620	0	0	0	0	0
計	6ヶ所	-	51	73	122 (120)	69 (61)	64 (29)	49	19,174	1,783	28,817 (18,367)	13,796 (12,379)	1,975 (333)	10,253

(注) 1 肉用牛を取り扱う市場について記入
 2 初生牛とは生後1~2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとした。
 3 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで表した。

イ 家畜市場の再編整備目標

家畜市場については、子牛の適正価格の確保及び繁殖農家の経営安定等を目的として、県下全域を対象とした市場の整備統合を推進し、平成6年度には6家畜市場に整理統合した。今後は成牛市場についても、状況に応じて更に市場の再編を進めていくこととする。

(2) 地域内一貫生産の推進

区分 区域名		現在(平成15年度)						肥育牛出荷頭数
		子牛生産頭数①	生産子牛の仕向				②/①	
			県内仕向	うち区域 内仕向②	県外仕向	%		
肉専用種	熊本県	雄	頭 10,980	頭 6,875	頭 6,875	頭 4,105	% 63	頭 18,242
		雌	9,273	4,683	4,683	4,590	50	10,278
		計	20,253	11,558	11,558	8,695	57	28,520
乳用種	熊本県	雄	8,991	6,377	6,377	2,614	71	12,614
		雌	359	245	245	114	68	6,398
		計	9,350	6,622	6,622	2,728	71	19,012
交雑種	熊本県	雄	11,417	8,148	8,148	3,269	71	14,957
		雌	6,463	3,144	3,144	3,319	49	7,586
		計	17,880	11,292	11,292	6,588	63	22,543

区分 区域名		目標(平成27年度)						肥育牛出荷頭数
		子牛生産頭数①	生産子牛の仕向				②/①	
			県内仕向	うち区域 内仕向②	県外仕向	%		
肉専用種	熊本県	雄	頭 12,960	頭 9,270	頭 9,270	頭 3,690	% 72	頭 19,190
		雌	10,940	6,810	6,810	4,130	62	10,810
		計	23,900	16,080	16,080	7,820	67	30,000
乳用種	熊本県	雄	9,800	7,450	7,450	2,350	76	13,270
		雌	390	290	290	100	74	6,730
		計	10,190	7,740	7,740	2,450	76	20,000
交雑種	熊本県	雄	12,440	9,500	9,500	2,940	76	15,590
		雌	7,040	4,050	4,050	2,990	58	7,910
		計	19,480	13,550	13,550	5,930	70	23,500

(3) 牛肉の流通の合理化
ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績計		稼働率 ④/③ %
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
熊本市食肉センター	熊本市	S40.1.29	247	790	40	319	37	40.4	-	-	-	-	-
熊本畜産流通センター	熊本畜産流通センター	S61.4.1	253	1,900	150	934	108	49.2	680	70	356	44	52.4
八代市食肉センター	八代市	S40.6.21	休止中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人吉球磨広域行政組合食肉センター	人吉球磨広域行政組合	S50.1.14	237	232	58	174	43	74.8	-	-	-	-	-
計	-	-	-	2,922	248	1,427	189	54.8	680	70	356	44	52.4

(注)1 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の県知事の許可を受けたもの。

2 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

県内には牛肉の処理施設として3カ所の食肉センターが稼働しているが、稼働率維持のための取扱頭数の確保や、消費者の食への関心の高まりに対応するための衛生施設整備等が大きな負担となっている。そのため、牛肉流通をより効率化するために、熊本畜産流通センターを本県の畜産物流通の拠点と位置づけた再編を推進する。

また、部分肉仕向割合の増加を図ることにより、流通コストを低減させ、併せて食肉センターの稼働率向上を推進する。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名		現在(平成15年度)					②/① %
		出荷頭数 ①	出荷先			県外	
			県内		県外		
		食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		頭	頭
熊本県	肉専用種	28,520	13,478	(1,789)	-	15,042	47.3
	乳用種	19,012	18,600	(1,143)	-	412	97.8
	交雑種	22,543	8,413	(500)	-	14,130	37.3
合計		70,075	40,491	-	-	29,584	57.8

区域名		目標(平成27年度)					②/①
		出荷頭数 ①	出荷先			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
		頭	頭	頭	頭	頭	%
熊本県	肉専用種	30,000	18,000	-	-	12,000	60.0
	乳用種	20,000	20,000	-	-	0	100.0
	交雑種	23,500	13,000	-	-	10,500	55.3
合計		73,500	51,000	-	-	22,500	69.4

(4) 国産牛肉の需要の拡大

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により平成 16 年 12 月から小売段階においても国産牛肉の個体識別番号を表示することとなり、これを活用した県産牛肉の消費拡大を推進する。

県産牛肉の 3 銘柄(「くまもとあか牛」「くまもと黒毛和牛」「くまもとの味彩牛」)は消費者及び流通業者に充分浸透していないことから、各品種の特性や飼養条件等の本県肉用牛の特色を活かした銘柄確立及び定着を図る。

(5) その他

熊本畜産流通センターを核とした県産牛の集出荷体制の整備を図る。

第 7 その他酪農経営及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発・普及

(1) 乳牛の改良については、優良種雄牛の計画交配を推進するとともに、牛群検定の活用による雌牛群の整備を促進することにより、泌乳能力(乳量、乳成分)、繁殖性及び生涯生産性の向上と斉一化の促進を図るとともに、飼料自給率の向上を図るため粗飼料利用性の向上を推進する。

(2) 肉用牛の改良については、優良種雄牛の計画的作出と広域的利用、肥育情報の還元による繁殖雌牛群の整備等により、産肉能力(肉質、増体、飼料効率)の向上と斉一化を推進する。

また、飼料自給率の向上や放牧の推進を図るため、粗飼料の利用性の高い牛群へ改良を促進するとともに、繁殖性や強健性の向上を図る。

(3) 酪農及び肉用牛生産の生産性向上を図るため、雌雄産み分け等の受精卵移植関連技術、DNA 解析技術、搾乳ロボット等飼養管理技術、周年放牧・水田畑放牧や広域放牧等の熊本型放牧技術などの新技術の普及を促進する。

2 経営・技術指導

これからの畜産経営は、大規模化と戸数の減少、生産技術の高度化、IT 化に対応した優れた経営能力を備えることが必要である。

このため、作業労働の負担軽減や余暇利用の拡大など、ゆとりある畜産経営を目指すことを基本に、高品質で低コスト化な安定的経営体、新技術・新生産方式等の普及定着による生産性の高い経営体、自らの経営診断や法人化を含めた高い経営管理能力を備えた経営体、地域社会や自然環境に配慮した魅力ある畜産経営の確立と担い手の育成について、社団法人熊本県畜産協会を中心とした指導機関の機能強化と体制を整備しながら、より高度で濃密な指導に努める。

3 畜産経営支援組織の育成

家畜排せつ物の堆肥化による農地還元を基本とした資源循環による安定的な規模拡大を図るため、土地基盤に立脚した自給飼料増産による土地利用型畜産の推進が求められている。このため、自給飼料生産と環境保全を基本とした経営規模の拡大と労働の負担軽減によるゆとりの創出を図るため、育成部門の飼育を行う公共育成牧場やキャトルステーションの活用及び作業労働の代替サービスを行う畜産ヘルパー(酪農・肉用牛)や飼料作物生産作業等を受託するコントラクターなど畜産経営支援組織の育成に努める。

4 家畜衛生及び畜産物の安全性の確保

家畜衛生については、乳牛及び肉用牛の疾病による損耗を防止し、生産性の向上を図るため、飼養規模の拡大に伴う飼養環境の変化、疾病の多様化等に対応して、特に次の点に重点をおいて疾病の早期発見、予防注射の実施、飼養環境の改善、飼料給与の適正化などにより予防衛生対策を推進する。

(1) 乳牛については、生乳の品質向上及び生産性の向上を図るための乳房炎防止対策の推進

(2) 肉用繁殖牛については、「1 年 1 産」を目標とする生産性の向上を阻害する各種疾病等の防除

- (3) 乳用種肥育牛については、初乳の適正給与と飼養管理技術の改善による事故率の低下
- (4) 放牧牛については、放牧管理技術の改善によるピロプラズマ病等放牧病の予防
- (5) 輸入牛の増加に伴う着地検査の強化による疾病のまん延防止や稲わら等輸入粗飼料の監視強化による海外悪性伝染病の侵入防止

畜産物の安全性の確保については、食品衛生等関係部局との連携を強化しつつ、動物用医薬品、飼料、飼料添加物及び農薬等利用販売に関する規制について一層の周知徹底を図り、これらの適正使用を推進するとともに、生産履歴の記帳を推進し、トレーサビリティシステムの充実を図る。また、HACCP 方式に基づいて生産段階における安全性確保対策の整備及び強化を図る。

- 5 畜産環境保全対策
 - 家畜排せつ物の管理の適正化を確保するとともに、耕種農家の求める良質な堆肥生産を行うため、堆肥処理技術に関する指導者を県、農業団体、市町村段階に育成する。小規模な畜産農家においては、簡易な堆肥舎や防水シートなどの低コスト施設の整備を促進する。また、家畜排せつ物の利用については、自給飼料生産拡大による自己経営内利用を促進し、大規模農家などで経営内で利用できない場合は、耕種農家のニーズにあった良質な堆きゅう肥の生産に努め、積極的に耕種部門への供給を図る。
 - また、畜産地帯から、堆肥の不足する耕種地帯への広域流通も推進する。
- 6 その他
 - 県内畜産物を活かした食育の一環として、以下の取組を行う。
 - (1) インターネット等を活用した消費者への畜産の理解促進
 - (2) 教育機関等と連携した畜産経営における体験学習等を通じた、畜産生産現場及び畜産物についての理解促進や「食」、「いのち」等に関する教育
 - (3) ふれあい牧場における搾乳体験や畜産物料理講習等、生産者と消費者との交流

熊本県告示第 817 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業所から変更の届出があった。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社 荒尾介護システム 荒尾介護システムヘルパーステーション 居宅介護	事業所の所在地	荒尾市原万田 696 番地 9	荒尾市四ツ山町二丁目 4 番地 14	平成 18 年 7 月 15 日
有限会社 荒尾介護システム 荒尾介護システムヘルパーステーション 外出介護	事業所の所在地	荒尾市原万田 696 番地 9	荒尾市四ツ山町二丁目 4 番地 14	平成 18 年 7 月 15 日

熊本県告示第 818 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	笹倉久住線	阿蘇郡産山村大字山鹿字灰迫 同 所 1196 番 2 地先から 1199 番 3 地先まで	75	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 9 日

熊本県告示第 819 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 18 年 8 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字釈迦尾 840 番 1 地先から 同村大字神瀬乙字高瀬平 814 番 10 地先まで	80	舗装新設

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 11 日

熊本県告示第 820 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 18 年 8 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443 号	上益城郡甲佐町大字大町字中島 383 番地先から 同 所 385 番地先まで	127	排水対策 特別事業

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 9 日

熊本県告示第 821 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 18 年 8 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	389 号	荒尾市荒尾 同 所 114 番 3 地先から	前	3.5 ～ 64.8	1000.4	緊道整
				20.0 ～ 64.6	1150.5	
			後	3.5 ～ 64.8	1000.4	
				20.0		

		237 番地先まで	~	1097.5	
			42.0		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 8 月 9 日

熊本県告示第 822 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 に基づく応急入院指定病院として、次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
医療法人	城ヶ崎病院	藤田 英介	玉名市伊倉北方 265	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	荒尾保養院	王丸 道夫	荒尾市荒尾 1992	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	有働病院	高木 元昭	荒尾市万田 475-1	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	山鹿回生病院	森山 茂	山鹿市古閑 1500-1	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	向陽台病院	横田 周三	鹿本郡植木町大字鑑田 1025	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
独立行政 法人	国立病院機構菊池 病院	高松 淳一	合志市福原 208	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	菊池有働病院	有働 信昭	菊池市深川 433	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	阿蘇やまなみ病院	高森 薫生	阿蘇市一の宮町宮地 115-1	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
医療法人	希望ヶ丘病院	松本 郁朗	上益城郡御船町大字豊秋 1540	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	益城病院	犬飼 邦明	上益城郡益城町惣領 1530	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	松田病院	松田多津子	宇城市松橋町豊崎 1962-1	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	くまもと心療病院	荒木 邦生	宇土市松山町 1901	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	坂本病院	藤本 敏雄	八代市大村町 720-1	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	八代更生病院	宮本憲司朗	八代市古城町 1705	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	光生病院	北島 茂	人吉市下原田町西門 1125-2	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	吉田病院	吉田 正毅	人吉市下城本町 1501	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
財団法人	くまもと青明病院	宮川 洸平	熊本市渡鹿 5-1-37	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	仁木病院	仁木 啓介	熊本市月出 4-6-100	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
医療法人	森病院	森 裕徳	熊本市近見 1-3-36	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	明生病院	古賀 靖人	熊本市大窪 2-6-20	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	龍田病院	續 純一	熊本市黒髪 6-12-51	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	桜が丘病院	藤野 紘	熊本市池田 3-44-1	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで
医療法人	弓削病院	相澤 明憲	熊本市龍田町弓削 679-2	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで

熊本県告示第 823 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
眼科	岩上 英一	平成 18 年 7 月 26 日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 八代市竹原町 1670 番地
内科	井上 秀樹	平成 18 年 7 月 26 日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600 番地
泌尿器科	井上 亮	平成 18 年 7 月 26 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1950 番地
脳神経外科	北村 伊佐雄	平成 18 年 7 月 26 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地
脳神経外科	曾山 直宏	平成 18 年 7 月 26 日	医療法人信岡会菊池中央病院 菊池市隈府 494 番地
呼吸器科	山中 徹	平成 18 年 7 月 26 日	独立行政法人国立病院機構熊本南病院 宇城市松橋町豊福 2338 番地
整形外科	内田 潤郎	平成 18 年 7 月 26 日	医療法人社団大徳会大阿蘇病院 阿蘇市一の宮町宮地 5833 番地
小児科	島津 智之	平成 18 年 7 月 26 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
神経内科	西田 泰斗	平成 18 年 7 月 26 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
神経内科	上山 秀嗣	平成 18 年 7 月 26 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
外科	益山 貞治	平成 18 年 7 月 26 日	済生会みすみ病院 宇城市三角町波多 775 番地 1 号
眼科	原 竜平	平成 18 年 7 月 26 日	球磨郡公立多良木病院 球磨郡多良木町大字多良木 4210 番地
脳神経外科	白石 昭司	平成 18 年 7 月 26 日	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室 955 番地
循環器科	角田 等	平成 18 年 4 月 1 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
整形外科	工藤 智志	平成 18 年 4 月 1 日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿 511 番地
循環器科	山部 浩茂	平成 17 年 4 月 1 日	国立療養所菊池恵楓園 合志市須屋 3796 番地

外科	大島 茂樹	平成 18 年 4 月 1 日	済生会みすみ病院 宇城市三角町波多 775 番地 1 号
----	-------	-----------------	---------------------------------

熊本県告示第 824 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（更生医療）を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医 療 機 関 名	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
(有) アイ調剤薬局	荒尾市大正町一丁目 1 番 31 号	調剤	平成 18 年 7 月 31 日
(有) アイ調剤薬局大谷店	荒尾市荒尾 4544 番地 52 号	調剤	平成 18 年 7 月 31 日
かめしま薬局	荒尾市荒尾 2671 番地 3 号	調剤	平成 18 年 7 月 31 日
つばめ薬局	球磨郡錦町西 3604 番地 3 号	調剤	平成 18 年 7 月 31 日
エム薬局	天草市亀場町亀川 1886 番地 9 号	調剤	平成 18 年 7 月 31 日
有限会社カワグチ薬局御船町店	上益城郡御船町滝川 96 番地 3 号	調剤	平成 18 年 7 月 31 日
有限会社カワグチ薬局	宇土市松山町 4397 番地 3 号	調剤	平成 18 年 7 月 31 日

熊本県告示第 825 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、埋立免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子

2 埋立区域

(1) 位置

熊本県天草市御所浦町横浦 82 の 6 及び横浦 1254 の 2 地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から㉞の地点までを順次直線で結んだ線及び㉞の地点と①の地点を結ぶ平成 18 年春分の日満潮位（TP + 1.63 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 與一ヶ浦三等三角点（北緯 32 度 21 分 50.4926 秒、東経 130 度 21 分 1.8693 秒）から 157 度 45 分 19 秒 321.189 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 134 度 31 分 04 秒 1.764 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 44 度 31 分 38 秒 1.800 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 134 度 31 分 15 秒 0.846 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 44 度 30 分 13 秒 2.775 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 315 度 29 分 48 秒 0.979 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 48 度 10 分 48 秒 11.230 メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 50 度 47 分 02 秒 5.775 メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 47 度 55 分 21 秒 20.012 メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 51 度 59 分 20 秒 8.816 メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 55 度 56 分 05 秒 8.809 メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 59 度 59 分 29 秒 8.808 メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 64 度 02 分 45 秒 8.808 メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 63 度 56 分 31 秒 10.110 メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 59 度 39 分 47 秒 10.109 メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 55 度 23 分 14 秒 10.110 メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から 51 度 06 分 39 秒 10.110 メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 46 度 50 分 23 秒 10.109 メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から 42 度 34 分 01 秒 10.110 メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から 38 度 17 分 17 秒 10.109 メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から 34 度 00 分 44 秒 10.110 メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から 29 度 44 分 14 秒 10.110 メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から 25 度 27 分 45 秒 10.109 メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から 23 度 19 分 39 秒 5.725 メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から 25 度 05 分 54 秒 7.704 メートルの地点

㉔の地点	㉓の地点から 28 度 38 分 52 秒	7.703 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 32 度 11 分 32 秒	7.703 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 38 度 55 分 02 秒	10.844 メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 43 度 03 分 50 秒	10.842 メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 47 度 13 分 00 秒	10.842 メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 49 度 07 分 38 秒	3.547 メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 139 度 08 分 15 秒	1.000 メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 49 度 07 分 57 秒	2.777 メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 319 度 10 分 45 秒	0.679 メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 49 度 08 分 15 秒	1.499 メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から 319 度 07 分 54 秒	1.816 メートルの地点

(3) 面積

2,833.96 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

熊本県天草市御所浦町横浦 82 の 6 及び横浦 1254 の 2 地先公有水面

(2) 区域

次の㉔の地点から㉞の地点までを順次直線で結んだ線及び㉔の地点と㉞の地点を結ぶ平成 18 年春分の日満潮位 (TP + 1.63 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉔の地点 與一ヶ浦三等三角点 (北緯 32 度 21 分 50.4926 秒、東経 130 度 21 分 1.8693 秒) から 159 度 24 分 22 秒 325.541 メートルの地点

㉕の地点	㉔の地点から 134 度 30 分 49 秒	11.077 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 44 度 30 分 41 秒	20.231 メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 63 度 50 分 36 秒	13.550 メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 46 度 50 分 44 秒	22.263 メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 58 度 14 分 07 秒	16.196 メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 68 度 12 分 57 秒	42.230 メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 47 度 49 分 10 秒	42.050 メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 24 度 45 分 55 秒	31.738 メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 16 度 21 分 45 秒	27.737 メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から 6 度 37 分 30 秒	10.644 メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から 39 度 21 分 56 秒	10.004 メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から 43 度 20 分 21 秒	10.003 メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から 58 度 45 分 09 秒	10.146 メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から 49 度 07 分 29 秒	16.506 メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から 319 度 07 分 35 秒	8.972 メートルの地点

(3) 面積

6,176.26 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成 18 年 7 月 24 日

6 関係書類の縦覧場所

熊本県土木部河川課、天草地域振興局土木部企画調査課、天草市河川港湾課及び天草市御所浦支所建設課

公 告

熊本県公告第 603 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成 18 年 7 月 19 日

2 名称

特定非営利活動法人ひとづくりくまもとネット

3 代表者の氏名

中川 保敬

4 主たる事務所の所在地

熊本市黒髪二丁目 40 番地 1 号 熊本大学教育学部中川研究室

5 定款に記載された目的

この法人は、幼児、小学生、中学生、青少年、中高年者を対象にスポーツ・野外活動などの各種教育プログラム、体験学習、自己実現プログラム等を通じたひとづくり事業、特に青少年育成を中心に行い、明るい社会の形成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 604 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 18 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ライフサポートすみれ
- 3 代表者の氏名
池松 洋子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市渡鹿六丁目 10 番 79 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本県下の高齢者・障害者・子供・ひきこもり者・家族に対して日常生活の援助及び支援をすることで、高齢者・障害者・子供・ひきこもり者・家族の自立した生活を目指し、安心社会と福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 605 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 20 日
- 2 名称
NPO 法人高瀬蔵
- 3 代表者の氏名
片山 敬子
- 4 主たる事務所の所在地
玉名市高瀬 155 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域で培われてきた文化を再発見し、尊重し、ふるさとへの愛着を育み、地域文化の未来への展開を図る。併せて、玉名地域の人々及び来街者に、楽しさと感動を提供する事業を、高瀬蔵を拠点として行うことにより、中心市街地の活性化に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 606 号

玉名郡南関町南関町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	阪 井 正 義	玉名郡南関町大字関村 995 番地
"	大佐古 毅	玉名郡南関町大字関下 336 番地
"	仁田原 帝	玉名郡南関町大字久重 764 番地 2
"	井 上 裕 光	玉名郡南関町大字上長田 986 番地 2
"	田 中 造酒蔵	玉名郡南関町大字小原 1344 番地
"	田 中 弘 量	玉名郡南関町大字豊永 1985 番地
"	米 澤 熊 夫	玉名郡南関町大字下坂下 2247 番地
"	平 川 哲	玉名郡南関町大字下坂下 911 番地 1
"	上 原 久 好	玉名郡南関町大字四ツ原 2241 番地 3
"	上 田 数 吉	玉名郡南関町大字関下 1913 番地
監事	浦 田 訓	玉名郡南関町大字豊永 758 番地
"	大佐古 宏	玉名郡南関町大字関下 429 番地
"	岡 本 泰 國	玉名郡南関町大字上長田 1056 番地
就任		

理事	阪 井 正 義	玉名郡南関町大字関村 995 番地
"	大佐古 宏	玉名郡南関町大字関下 429 番地
"	仁田原 帝	玉名郡南関町大字久重 764 番地 2
"	井 上 裕 光	玉名郡南関町大字上長田 986 番地 2
"	田 中 造酒藏	玉名郡南関町大字小原 1344 番地
"	田 中 弘 量	玉名郡南関町大字豊永 1985 番地
"	米 澤 熊 夫	玉名郡南関町大字下坂下 2247 番地
"	平 川 哲	玉名郡南関町大字下坂下 911 番地 1
"	上 原 久 好	玉名郡南関町大字四ツ原 2241 番地 3
"	上 田 数 吉	玉名郡南関町大字関下 1913 番地
監事	大佐古 毅	玉名郡南関町大字関下 336 番地
"	末 竹 信 雄	玉名郡南関町大字上長田 381 番地
"	浦 田 訓	玉名郡南関町大字豊永 758 番地

熊本県公告第 607 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 8 月 1 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
高木石材株式会社
熊本市段山本町 2 - 21
代表取締役 高木 光政
熊本県知事許可（般 - 17）第 2361 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
高木石材株式会社の代表取締役である高木光政は、平成 18 年 3 月 15 日、熊本地方裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で、懲役 2 年執行猶予 4 年の判決を受け、同月 30 日、その刑が確定している。
このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に定める第 8 条第 10 号に該当するに至った場合に該当する。

熊本県公告第 608 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（白藤・川尻地区道路台帳整備事業）	平成 18 年 8 月 10 日から 平成 19 年 3 月 23 日まで	熊本市白藤・川尻地区

熊本県公告第 609 号

上天草市長何川一幸から協議のあった賤の女地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、平成 18 年 8 月 1 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の賤の女地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 8 月 10 日から平成 18 年 9 月 6 日まで

3 縦覧場所
上天草市役所

熊本県公告第 610 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
CAD / CAM システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 7 月 7 日
- 4 落札者の名称及び所在地
住商情報システム株式会社九州支社
福岡市博多区博多駅前三丁目 30 番 23 号
- 5 落札金額
45,150,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 18 年 5 月 26 日

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 22 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同規則第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県公安委員会委員長 武 藤 徳 子

名称、住所及び 代表者の氏名	使用する施設の 名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社豊福自動車教習所 宇城市松橋町両仲間 64 番 地 1 二俣 勝	豊福自動車教習所 宇城市松橋町両仲間 64 番 地 1	代表者の 氏名	江藤 久利	平成 18 年 6 月 8 日

熊本県警察本部告示第 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 借入物品及び数量
熊本県警察人事管理システム用機器 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に

- 限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096 - 383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成 18 年 8 月 9 日 (水) から平成 18 年 8 月 30 日 (水) までの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

熊情管公告第 1641 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 9 日

熊本県警察本部長 樋口 真人

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
 熊本県警察人事管理システム用機器 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間
 平成 18 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入期限
 平成 18 年 9 月 30 日 (土)
- (5) 納入場所
 要求仕様書による。
- (6) 入札方法
 ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号) による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル (取扱業種 OA 機器類) に登録された者であること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。

3 入札対象機種審査申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、入札対象機種審査申請書及び納入しようとする物品の仕様を示す書類を、平成 18 年 9 月 1 日 (金) 午後 5 時までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けること。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係 (熊本県警察本部庁舎 4 階)
 郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096-381-2048

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 8 月 9 日（水）から平成 18 年 8 月 30 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 18 年 9 月 19 日（火）午後 2 時から
イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 室
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 9 月 18 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月あたりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity :
A set of servers for Kumamoto Prefectural Police (1set).
- (2) Deadline for supply of items:
September 30th,2006
- (3) Date and place to submit bidding:
September 19th,2006,2:00p.m.
Kumamoto Prefectural Police
4th floor OA training Room
6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture
862 - 8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only):
September 18th,2006,5:00p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Adiministration Department
Information Management Division
6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture
862 - 8610 Japan
Tel. 096 - 381 - 2048

